

# 財務局「品質証明」実施要領

制定 令和8年3月3日 7財建技第320号

## 1 品質証明制度の趣旨

品質証明制度は、品質管理に新たに受注者による品質保証の考え方を導入することを目的に創設されたものである。

品質証明制度の目的は、従来の施工管理や品質管理に加えて、受注者が自らの責任において品質を確保することであるため、その内容・方法については、各会社で決めるものとしている。なお、品質証明の内容・方法については、予め施工計画書に記載するものとする。

## 2 対象工事

予定価格が1億円以上の土木工事（単価契約を除く）

## 3 品質証明員通知書（様式－1）

品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督員に提出しなければならない。ただし、監理技術者資格者証による場合、実物を提示し監督員の確認を受けた場合には、資格者証の写しの添付は不要とする。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者で、10年以上の現場経験を有し、技術士又は1級土木施工管理技士の資格を有する者とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。

※(1)「10年以上の現場経験」とは、工期の合算ではなく、従事期間の合算とする。

(2)「現場経験」とは、発注機関や携わった立場（役職等）に関係なく、現場に従事した経験をいう。

(3)発注者側の監督員としての経験も含まれるものとする。

(4)品質証明員は、当該工事の主任（監理）技術者や現場代理人との兼務はできないが複数の工事において品質証明員を兼務することは可能とする。

## 4 品質証明書（様式－2）

品質証明員が、工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完了、既済部分、中間検査）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時まで監督員へ提出しなければならない。

なお、品質証明書には、品質証明に関する添付書類は不要である。

## 5 適用

本要領は、令和8年4月1日以降起工（決定）する案件に適用する。

## 品質証明員通知書

年月日:

(発注者) 殿

(受注者)

年 月 日 付をもって請負契約を締結した 工事の  
品質証明員を下記のとおり定めたので、資格及び経歴を添えて通知します。

記

品質証明員氏名

生年月日

資格

経歴

工事名	職名	工期	従事期間
計			

※「資格者証(写し)」を添付する。

注1 経歴は、10年以上の現場経験が判断できる記載内容とする。

注2 用紙はA4版縦

年月日：〇年〇月〇日

品質証明書

※品質証明制度は、受注者が自らの責任で  
内容・方法を決定する  
※品質証明員、受注者の押印は不要  
紙資料に手書きで作成する必要なし

工事名：〇〇〇〇工事

品質証明記事					
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名	記事	
施工計画書の確認	〇年〇月〇日		〇〇 〇〇	記載内容が適正であることを確認	
仮設工段階点検	〇年〇月〇日	〇〇工区	〇〇 〇〇	〇〇〇が適正であることを確認	
〇〇工 出来形確認	〇年〇月〇日	〇〇工区 No.〇〇～No.〇〇	〇〇 〇〇	基準高、幅 確認	
〇〇工 品質確認	〇年〇月〇日	〇〇工区 No.〇〇～No.〇〇	〇〇 〇〇	〇〇試験 確認	
使用材料〇〇確認	〇年〇月〇日	〇〇工区〇〇箇所使用材料	〇〇 〇〇	外寸、品質証明資料 確認	
検査前現場確認	〇年〇月〇日		〇〇 〇〇	設計図書に従い適正に施工されていることを確認	
検査前書類確認	〇年〇月〇日		〇〇 〇〇		

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住 所

氏 名